

見やすい  
場所に  
貼りましょう

# 令和4年度 菱刈地区

# 家庭ごみの分け方・出し方

※別紙のごみ収集日程表を確認し決められた日時に指定の場所に出しましょう。

お問い合わせ先  
伊佐市環境政策課 TEL 22-1060

## 市が収集するごみ

(家庭から出るごみに限ります)  
※事業活動により出たごみはごみ処理施設に直接持ちこむか、一般廃棄物処理業(収集・運搬)の許可を受けた業者を利用してください。

ごみの分類	分別の仕方	注意事項
毎週2回収集	<b>燃えるごみ</b> 透明袋 大・小 生ごみ(貝がらを含む)・ゴム・革製品・吸い殻・食用油(固めた物)・衣類・紙類(資源の紙類に該当しないもの)・保冷剤など 使い捨てカイロ、アルミ箔、台所の生ごみ、ごみをひとしぼり、水をよく切って更に、汚物はトイレに、紙おむつ、ポリバケツ、灯油缶(空にすること)	①生ごみは、水切りをしっかりとする。 ②食用油は凝固剤で固めるか、新聞紙等に吸わせて出す。 ③ナイロン・革・毛糸・羽毛製の製品は燃えるごみ(透明袋)で出す。 ④金具の付いたかばんなどは燃えないごみ(赤袋)で出す。 ⑤灯油缶は空にすること、20ℓ以下のサイズで指定袋に入るもの。
毎週1回収集	<b>プラスチック製容器専用</b> 水色袋 大 マークのあるもの、食品・商品の容器・包装に使われていたプラスチックが対象。 ペットボトルのふた・ラベル、プラスチック容器、卵パック、レジ袋、食品トレイ、マヨネーズケチャップ、発泡スチロール	①中身・付着物を取り除き、洗って水を切る。 ②洗っても汚れの取れないものは、燃えるごみ(透明袋)で出す。 <b>注意!</b> プラスチック製品であっても、下記のものは燃えるごみ(透明袋)で出してください。 例) プラスチック製のおもちゃ、洗面器、ポリバケツ、タッパー、CDやCDなどのケース、めがねケース、コンタクト保管容器など
毎月1回収集	<b>燃えないごみ</b> 赤袋 大・小 ガラス・鏡・陶器・金属製品全般・フライパン・なべ類・スプレー缶・カセットボンベ・ライター・油びん・錆びた缶・小型電気製品・刃物など 茶わんなど、金属のふた、傘、ナベ類、ライター、小型電気製品、自動選別により金属はリサイクルされます。	①ライターは完全に使い切ってから出す。 ②刃物の刃の部分、割れたびん・ガラスなどは、新聞紙等で包む。 <b>注意!</b> スプレー缶やカセットボンベは最後まで使い切り、穴を開けずに出す。中身がどうしても出ない場合は、ガムテープ等を張って「中身(ガス)入り」等と記入する。
缶・びん専用	<b>緑袋 大・小</b> マークのある缶、びん類(酒・ドリンク剤・しょうゆ・インスタントコーヒー等)のびんなど スチール缶、アルミ缶、ミルク缶、お菓子の缶、びん類(ふたは取り出す)	①必ず水洗いして水切りしてから出す。 ②缶・びんは同じ袋で出す。 ③コルク製のふたは燃えるごみ(透明袋)、金属製のふたは燃えないごみ(赤袋)で出す。 ④缶・びんの中に吸い殻、ガム等を絶対に入れない。 ⑤食用油、化粧品、医薬品のびんなどは燃えないごみ(赤袋)で出す。
ペットボトル専用	<b>黄袋 大</b> ペットボトル各種(ジュース・しょうゆ・酒)等の容器でPETマークのあるもの <b>ふたとラベルは取り外して水色袋で出す</b> 必須水洗いして出す	①必ず水洗いして水切りしてから出す。 ②プラスチック製のふたとラベルはプラスチック製容器専用(水色袋)に分別して出す。 ③洗っても汚れの取れないものは、燃えるごみ(透明袋)で出す。 ④ペットボトルの中に吸い殻、ガム等を絶対に入れない。
紙類	<b>紙類</b> ①新聞紙・チラシ ②雑誌・カタログ ③段ボール 新聞紙・チラシ、雑誌・カタログ、段ボール(種類ごとに縛って出す)	④縛るひもはなるべく紙ひもを使用してください。 ⑤油紙・カーボン紙は、燃えるごみ(透明袋)で出す。 ⑥当日雨天の場合は、ビニール袋等に入れて濡れないようにして出す。
有害ごみ	<b>有害ごみ</b> 4・8・12月に収集 蛍光灯、乾電池、その他電池、電球型蛍光灯、割れた蛍光灯・LED球・白熱電球・グロー球・まめ球は燃えないごみ(赤袋)で出す。 乾電池(ボタン電池も含む)	①収集日の1週間前から設置する専用の回収箱に出す。 ②4月・8月・12月の年3回収集
生きびん	<b>生きびん</b> リサイクル可能なびん 一升びん、ビールびん、サイダーびん、コーラびんなど(五合びん、Rマークのついたもの)	・必ず水洗いして出す。 ・これらのびんは、販売店に引き取ってもらうか、PTA・スポーツ少年団等の廃品回収活動を通じてリサイクルしましょう。

## 事業系または個人で持ち込むごみ

指定日に出せなかった、または指定袋に入らない可燃・不燃ごみ。トラックの荷台に、ごみを積んで持ち込む際には、ごみが飛び散らないようにつとめましょう。

**未来館** TEL 24-15000 (伊佐北始長環境管理組合)

**燃えるごみ**  
 ふとん、毛布、じゅうたん、たたみ、電気カーペット、電気毛布など  
 ふとん、毛布、じゅうたんは30cm角位に切り、指定袋からはみ出さず入れてあるものに限り、燃えるごみとしてごみステーションに出せます。  
 ※電気カーペット・電気毛布は指定袋では出せません。  
 木材  
 ・棒状(角もの)は、一辺が10cm以内は長さ1.5m以内、一辺が20cm以内は長さ1.0m以内  
 ・棒状(丸もの)は、直径が10cm以内は長さ1.5m以内、直径が20cm以内は長さ1.0m以内  
 ・板状のものは、1.0m×1.8m×厚さ2cm以内

**燃えないごみ**  
 家電リサイクル法対象品目以外の家電製品・ステレオ・扇風機・掃除機・ビデオデッキ・ストーブ・ガスレンジ・電子レンジ・衣装ケース・自転車・ベビーカー・その他金属が含まれた粗大ごみなど  
 家具類・本棚・食器棚・自転車、ガスコンロ、電子レンジ、掃除機

①持ち込み受付時間  
平日・日曜祝祭日の午前8:30～午後4:30まで  
②土曜日・年末年始は休みです  
③家庭ごみは30kgまで無料  
事業系ごみは10kg80円より

## 市では引き取ることができないごみ

産業廃棄物及び処理困難なごみ

建築廃材(瓦・木材・セメント・スレート・耐火ボードなど)  
 農業機械、農業等劇物、ブロック、タイヤ、風呂釜、ガスボンベ、消火器、太陽熱温水器、注射器(動物用を含む)など  
 これらの物は販売店・取扱店または産業廃棄物処理業者に引き取りを依頼してください。

産業廃棄物及び処理困難なごみ  
 医薬品・農薬類、オイル、ガスボンベ、バッテリー、消火器、注射器、タイヤ、ブロック、瓦、バイク

家電リサイクル法対象品目  
 ●テレビ  
 ●冷蔵庫・冷凍庫  
 ●エアコン(室外機含む)  
 ●洗濯機  
 ●衣類乾燥機  
 これらの物は電気製品を取扱う小売店に引取りを依頼(有料)してください。

パソコンは製造メーカーへお問い合わせください。

ごみのポイ捨て、山林・河川等への投棄はやめましょう。  
 ごみの焼却は法律で禁止されており、違反した場合は罰せられます。(ダイオキシン発生の原因や近所の迷惑になります。)  
 住みよい地域環境を次の世代に残すためにも、ごみは適正に処理しましょう。